3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県姫路市安富町末広字西ノ谷三八〇の五〇、三八〇の五一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町八千代区大屋字西長野山九六〇の七、九六〇の八、九六〇の一〇、九六〇の二三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西長野山九六〇の七・九六〇の八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県姫路市安富町皆河字アワシ九二の三四から九二の三六まで、九二の三八から九二の四〇まで、九二の四二、九二の四三、九二の四五、九二の一一四から九二の一一六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字アワシ九二の三五・九二の三六・九二の四三・九二の一一四・九二の一一五(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡坂祝町深萱字梅替一五三の九(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び坂祝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県日進市竹の山三丁目一〇一〇、一一〇一から一一〇三まで、一一一二から一一一五まで、一一一七、一二〇一、一二一八、一三〇一、一三〇五、一三〇六、二〇〇一から二〇〇四まで、二一一七、二一一九、二一二一、二一二六、二一二七、四丁目三〇一、四〇一から四〇三まで、五〇一、五〇二、二八〇五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市八草町向田一三四七の一・一三四七の一一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、上小江戸一三三一の一(次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　鉱業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区与瀬字孫山一の四から一の九まで、四の口、六の口、八のイの一、八のイの二、八の口、八の八、九から一一まで、一二のイ、一二の口、一四のイの一、一四のイの二、一四の口、一四の八、一六、一八の一から一八の三まで、一九のイの一から一九のイの三まで、一九の口の一から一九の口の三まで、一九の八、二〇から二二まで、二五のイの一から二五のイの三まで、二五の口、二五の八、二五のニ、二六から二九まで、三〇のイ、三〇のロ、三〇の八、三一の一、三一の二、字横貝一四五四の一、一四五四の二、一四五五の一、一四五六の二、字横道一七七一、一七七三、字新桜沢二二六六から二二六九まで、二二七一・二二七二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正